

令和 2 年 7 月

摂津市立小中学校
保護者の皆様

摂津市教育委員会

摂津市立小中学校における一斉閉庁日の実施について

日ごろは、本市の教育行政にご理解・ご協力をいただき、まことにありがとうございます。

さて、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（「働き方改革推進法」）」が平成 31 年 4 月 1 日に施行されたことを受け、本市教育委員会では、子どもたちの健やかな成長をはぐくむとともに、教職員の長時間勤務を見直すため、学校業務改善の取組みを実施してまいりました。学校業務改善の更なる推進のため、令和 2 年度より標記の取組みを下記のとおり実施いたします。

保護者の皆様におかれましては、本件の趣旨をご賢察のうえ、何卒ご理解・ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

1. 日程

8 月 13～15 日（令和 2 年度より開始。土日祝が重なった場合も変更ありません。）

2. 実施内容

- ・ 一斉閉庁日においては、児童・生徒等の登校を原則禁止し、部活動や学習指導、進路指導、証明書発行、その他校務全般を休止します。
- ・ 中学校部活動については、校外における活動も原則禁止とします。ただし、中体連主催の公式戦のみ参加することができます。

3. その他

- ・ 一斉閉庁日の期間は、電話対応が自動音声での対応になります。
- ・ 一斉閉庁期間中にお子様が万が一事故や事件に遭うなど、緊急に連絡を要する場合には、警察、消防へご連絡ください。また、学校へ緊急な連絡が必要な場合は、摂津市役所（06-6383-1111）の宿直室で連絡を受け付けます。なお、必要に応じて折り返しの連絡をするため、学校名、児童生徒氏名、学年・組、電話番号の確認をさせていただく場合もあります。